

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第32号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(届出書の提出部数等)</p> <p>第86条 略</p> <p>2 別表第4の5の項、<u>6の項</u>及び7の項に規定する施設に係る第17条、第29条第1項及び第30条に規定する届出書の提出は、これらの規定にかかわらず、当該届出書に記載すべき事項を記載した水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第3条第4項、第7条及び第8条に規定する届出書又は瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和48年総理府令第61号）第3条第2項に規定する申請書の提出をもって足りるものとする。</p> <p>3 別表第4の<u>8の項</u>に規定する施設に係る第17条、第29条第1項及び第30条に規定する届出書の提出は、これらの規定にかかわらず、当該届出書に記載すべき事項を記載した汚水等排出施設に係る第16条、第17条及び第24条第1項に規定する届出書の提出をもって足りるものとする。</p>	<p>(届出書の提出部数等)</p> <p>第86条 略</p> <p>2 別表第4の5の項及び<u>6の項</u>に規定する施設に係る第17条、第29条第1項及び第30条に規定する届出書の提出は、これらの規定にかかわらず、当該届出書に記載すべき事項を記載した水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第3条第4項、第7条及び第8条に規定する届出書又は瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和48年総理府令第61号）第3条第2項に規定する申請書の提出をもって足りるものとする。</p> <p>3 別表第4の<u>7の項</u>に規定する施設に係る第17条、第29条第1項及び第30条に規定する届出書の提出は、これらの規定にかかわらず、当該届出書に記載すべき事項を記載した汚水等排出施設に係る第16条、第17条及び第24条第1項に規定する届出書の提出をもって足りるものとする。</p>																		
<p>別表第4（第10条、第86条関係）</p> <table border="1"><tbody><tr><td>1～4</td><td>略</td></tr><tr><td>5</td><td>略</td></tr><tr><td><u>6</u></td><td><u>指定地域特定施設（水質汚濁防止法第2条第3項に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）</u></td></tr><tr><td><u>7</u></td><td><u>みなし指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）</u></td></tr><tr><td><u>8</u></td><td>略</td></tr></tbody></table> <p>備考</p>	1～4	略	5	略	<u>6</u>	<u>指定地域特定施設（水質汚濁防止法第2条第3項に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）</u>	<u>7</u>	<u>みなし指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）</u>	<u>8</u>	略	<p>別表第4（第10条、第86条関係）</p> <table border="1"><tbody><tr><td>1～4</td><td>略</td></tr><tr><td>5</td><td>特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）</td></tr><tr><td><u>6</u></td><td><u>みなし指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）</u></td></tr><tr><td><u>7</u></td><td>略</td></tr></tbody></table> <p>備考</p>	1～4	略	5	特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）	<u>6</u>	<u>みなし指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）</u>	<u>7</u>	略
1～4	略																		
5	略																		
<u>6</u>	<u>指定地域特定施設（水質汚濁防止法第2条第3項に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）</u>																		
<u>7</u>	<u>みなし指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）</u>																		
<u>8</u>	略																		
1～4	略																		
5	特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）																		
<u>6</u>	<u>みなし指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2に規定する施設をいう。以下この表において同じ。）</u>																		
<u>7</u>	略																		

- 1 1の項から4の項までに掲げる施設には、特定施設、指定地域特定施設及びみなし指定地域特定施設を含まないものとする。
- 2 5の項、6の項及び7の項に掲げる施設には、当該施設を設置する工場又は事業場から公共水域に排出される水の1日当たりの最大量が50立方メートル以上である場合における当該施設を含まないものとする。
- 3 8の項に掲げる施設には、当該施設を設置する工場又は事業場から公共水域に排出される水の1日当たりの平均的な量が50立方メートル以上である場合における当該施設を含まないものとする。

- 1 1の項から4の項までに掲げる施設には、特定施設及びみなし指定地域特定施設を含まないものとする。
- 2 5の項及び6の項に掲げる施設には、当該施設を設置する工場又は事業場から公共水域に排出される水の1日当たりの最大量が50立方メートル以上である場合における当該施設を含まないものとする。
- 3 7の項に掲げる施設には、当該施設を設置する工場又は事業場から公共水域に排出される水の1日当たりの平均的な量が50立方メートル以上である場合における当該施設を含まないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。